

# 第1 行政評価・監視の目的等

## 1 目的

この行政評価・監視は、PFI事業を推進する観点から、PFI事業の概況、アクションプランに基づく取組の推進状況、PFI事業を推進する上での課題等を調査し、関係行政の推進に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 行政評価・監視対象機関

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

### (2) 関連調査等対象機関

公共法人（PFI法第2条第3項第3号に規定される法人）(2)、都道府県(20)、市区町村等(59)、民間事業者等

## 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 5事務所（東京、神奈川、静岡、兵庫、熊本）

## 4 実施時期

平成25年9月～27年4月